

～貯金口座を開設されるお客様へ～

2025年5月21日

晴れの国岡山農業協同組合

新聞やテレビなどで報道されていますように、近年貯金口座を悪用した金融犯罪が数多く発生し、社会的にも大きな問題となっております。

当組合では、こうした金融犯罪を未然に防止するため、口座開設を希望されるお客様につきまして、下記事項のお願い、口座開設目的の確認およびご本人さま確認等を実施させていただくためお時間を頂戴いたしております。

お客さまにはご不便をお掛けしますが、口座開設前に、必ずご一読いただき、ご理解ならびにご協力いただきますようお願い申し上げます。

1 口座のご利用目的をお伺いしております

- ・口座開設時に開設する口座のご利用目的をお伺いしております。
- ・ご利用目的の内容によっては、口座開設をお断りする場合がございます。

2 口座の開設は最寄りの店舗にてお申し込みください

- ・口座の開設は、ご自宅の最寄りの店舗にてお申し込みください。
- ・ご自宅の最寄りの店舗でない場合は、口座の開設をお断りする場合がございます。

3 ご本人さま確認書類は、顔写真付のものをご用意ください

- ・「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の定めにより、ご本人さまであることを確認させていただきます。
- ・ご本人さまであることを確認できる運転免許証・個人番号カード(マイナンバーカード)などの顔写真付の書類の原本をご用意ください。
- ・ご提示いただけない場合は口座の開設をお断りする場合がございます。

4 口座開設にかかる申込書類はすべてご記入ください

- ・口座開設にかかる申込書類はすべての事項についてご記入ください。
- ・お勤め先またはご職業についても併せてご記入をお願いいたします。

5 複数口座の開設はご遠慮ください

- ・すでに当 JA で貯金口座をお持ちの場合は、お持ちの口座をご利用ください。
- ・複数口座のご利用を希望される場合には、ご利用目的を詳しくお伺し、複数口座の開設をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

6 口座の売買・譲渡は犯罪です

- ・1年以下の懲役か100万以下の罰金、またはその両方が科されます。
- ・売買・譲渡した本 JA の口座が犯罪利用された場合、他の金融機関口座も凍結されたり、将来にわたって貯金口座が開設できなくなる恐れがあります。

- その他総合的な判断により、口座の開設をお断りする場合がございます。